

幼稚園の新制度移行に伴う利用定員について

1 利用定員とは

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえた上で、「認可定員」の範囲内で定める定員のことで

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき久留米市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議の意見聴取をおこなうことが、子ども・子育て支援法で規定されています。

※「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。特定教育・保育施設のうち幼稚園については福岡県が行います。

2 子ども・子育て会議における意見徴収

今回の審議は、学校法人光琳学園が運営する巨瀬川幼稚園の新制度移行確認に関し、利用定員についてご意見をいただくものになります。

(子ども・子育て支援法第31条の規定による。)

特定教育・保育施設における利用定員の設定(案)

施設名称	特定教育・保育の提供区域	運営法人	利用定員	認可定員
巨瀬川幼稚園	東部	学校法人 光琳学園	120人	120人

○クラス編成と定員

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス数	1	1	1	1	4
各クラス定員	15	35	35	35	120

○過去3年間の園児数（各年度3月1日現在）

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
R4(R5.3.1)	14	24	31	34	103
R5(R6.3.1)	14	16	26	27	83
R6(R7.3.1)	12	23	17	27	79

○今後2年間の教育認定園児数の見込み（各年度3月1日現在）

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
R7(R7.3.1)	12	23	17	27	79
R8(R7.3.1)	7	23	23	17	70